

畑賀あんしんネットワーク運営委員会会則

(名称)

第1条 本会は、畑賀あんしんネットワーク運営委員会（以下本会という）と称する。

(事務局)

第2条 本会は、主たる事務局を広島市瀬野川・船越地域包括支援センターに、従たる事務局を畑賀地区社会福祉協議会に置く。

(目的)

第3条 本会は、対象区域内の高齢者や障がい者等、支援が必要な者に対し、見守りや声かけ、災害時の避難支援等、必要な支援を行うことで、地域の誰もが安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ひとり暮らし等、日常生活において支援が必要な者に対する見守りや声かけ
- (2) 災害発生時の避難に際し支援が必要な者に対する避難援助
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 本会は、原則として本会の区域内で、本会の目的及び事業に賛同し活動をする、団体及び各関係機関（以下「構成員」という）をもって組織する。（別紙組織図）

(役員等)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- 2 会長は畑賀地区社会福祉協議会長をもって充てる。
- 3 副会長は瀬野川・船越地域包括支援センター長、畑賀地区民生委員児童委員協議会会長、畑賀学区連合町内会会長及び畑賀学区自主防災会連合会会長をもって充てる。

(会議)

第7条 本会に、本会及び事業の運営方針を協議し、事業推進を図る推進会議と、実際の活動方法を協議し、活動の円滑化と継続を図る活動会議を置く。

- 2 会議は、別に定める本会の構成員をもって構成し、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会議は、それぞれ年1回以上開催する。

(その他)

第8条 この会則に定めがない事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成27年2月14日から施行する。

この会則は、令和元年5月16日から施行する。

…第6条 副会長に畑賀学区連合町内会会長を加え、4名に増員

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

…別紙組織図 安芸区役所厚生部の組織再編に伴い、関係機関名を地域支えあい課と福祉課に変更

この会則は、令和4年8月17日から施行する。

…別紙組織図 解散に伴い、関係機関中、畑賀地区身体障害者福祉協会及び畑賀地区心身障害児者父母の会を削除

…別紙組織図 関係機関中の安芸地区医師会 訪問看護ステーションを安芸地区医師会と修正

この会則は、令和6年6月10日から施行する。

…別紙組織図 事業所の変更に伴い、関係機関中、瀬野川学園及びモルゲンロートを削除し、安芸区障害者基幹相談支援センターを追加

…別紙組織図 関係機関中、畑賀学区自主防災連合会を4名から3名（会長1名、副会長2名）に減員

畑賀あんしんネットワーク運営委員会組織図（令和6年6月10日時点）

